

神戸市外国語大学図書館規程

(1995年10月大学規程第5号制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市外国語大学学則(平成7年3月31日規則第99号)第50条に基づき、神戸市外国語大学図書館(以下「図書館」という。)の運営について、基本的事項を定める。

(目的)

第2条 図書館は、本学における教育、研究に必要な資料の収集、整理、保管を行なうとともに、情報検索システムを整備し、それを教職員、学生の利用に供する。

2 前項の目的に反しないと認められるときは、学外者の利用に供することができる。

(資料の保管)

第3条 前条の目的を達成するため、資料は原則として図書館備付資料として保管する。

(組織及び運営)

第4条 図書館に図書館長(以下「館長」という。)を置く。館長は、図書館の事務を掌理し職員を指揮監督する。

2 館長の選考に関する規程は、別に定める。

第5条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会及び情報処理施設等運用委員会を置く。

2 図書館運営委員会及び情報処理施設等運用委員会に関する規程は、別に定める。

第6条 図書館に事務長を置く。事務長は原則として司書の資格を有する者とし、図書館の事務を処理する。

(利用)

第7条 図書館の利用に関する規程は、別に定める。

(受贈・受託資料)

第8条 図書館は、資料の寄贈を受け、または資料を受託することができる。

附 則 (1995.10.18大学規程5)

1 この規程は、1995年10月18日から施行する。

2 神戸市外国語大学図書館規程(1986年2月大学規程第3号)は、廃止する。

附 則 (2000.12.14大学規程3)

この規程は、2000年4月1日から施行する。